



県章

山形県公報

平成26年4月4日(金)
第2533号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……426

告 示

- 置賜文化ホールの利用料金……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……429
- 同……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……430
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……431
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日……………(中小企業振興課) ……同
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………(同) ……同
- 山形県国民宿舎竜山荘の利用料金……………(観光交流課) ……433
- 山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日……………(同) ……同
- 山形県県民の海・プールの利用料金……………(同) ……同
- 地方卸売市場の開設者の名称の変更……………(6次産業推進課) ……436
- 地方卸売市場の卸売業者の名称の変更……………(同) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……437
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……438
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 都市計画の変更……………(同) ……同
- 同……………(同) ……439

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………同

企業局関係

告 示

○県民ゴルフ場の利用料金……………441

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…442
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…445
- 一般競争入札の公告……………（鶴岡病院）…446

正 誤

規 則

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則

山形県薬事法施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条、第6条の2第1項、別記様式第3号の2及び別記様式第3号の3中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

告 示

山形県告示第327号

置賜文化ホール条例（平成13年7月県条例第41号）第11条第2項の規定により、置賜文化ホールの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

区 分		利 用 料 金 の 額					
		午前9時から 正午までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後6時から 午後10時までの間	左記以外の時 間	冷暖房使用に係る加算額 （1時間当たり）	
						冷房	暖房
ホ ー ル	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	16,200円	21,600円	21,600円	1時間当たり 8,090円		
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	24,290円	32,400円	32,400円	1時間当たり 12,130円	4,320円	4,630円

	3,000円を超える入場料金を領収する場合	32,400円	43,200円	43,200円	1時間当たり 16,180円		
	準備又は練習のために使用する場合	8,090円	10,800円	10,800円	1時間当たり 4,040円		
第1	楽屋	770円	1,020円	1,020円	1時間当たり 380円	440円	480円
第2	楽屋	610円	820円	820円	1時間当たり 300円	440円	480円
第3	楽屋	530円	720円	720円	1時間当たり 250円	410円	410円
第4	楽屋	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
第5	楽屋	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
第1	練習室	920円	1,230円	1,230円	1時間当たり 460円	90円	90円
第2	練習室	610円	820円	820円	1時間当たり 300円	50円	50円
第3	練習室	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
第4	練習室	380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
大会 議室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,850円	5,140円	5,140円	1時間当たり 1,920円	730円	680円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,780円	7,710円	7,710円	1時間当たり 2,880円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,710円	10,280円	10,280円	1時間当たり 3,840円		

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

(2) 設備

種別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞 台 設 備	音響反射板（照明を含む。）	一式	3,900円
	所作台（開帳場及び化粧 ^{化粧} 箱を含む。）	一式	6,170円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,540円
	竹羽目	一式	2,050円
	びょうぶ	1双	1,020円
	紗 ^{シヤ} 幕	一式	820円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	200円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	720円
	バレエシート	一式	2,050円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,020円
	演台	1台	1,020円
	司会者台	1台	510円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	510円
	演奏者用譜面台	1台	50円
	コントラバス用椅子	1脚	100円
	仮設花道	一式	4,110円
花道用所作台	一式	1,020円	
能舞台	一式	5,140円	
ピ ア ノ	スタインウェイ（ホール用）	1台	8,220円
	ヤマハ（練習室用）	1台	1,540円
映 写 設 備	16mm映写機（ホール用）	一式	4,110円
	ビデオプロジェクター	一式	1,540円
	スライド映写機	一式	1,020円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,020円
	スクリーン（ホール用）	一張	1,020円
音 響 設 備	拡声装置（ホール用）	一式	2,570円
	拡声装置（大会議室用）	一式	1,230円
	カセットデッキ	1台	720円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	720円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,020円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,020円
	ステージスピーカー	1組	510円
	移動用スピーカー	1組	510円
	三点吊 ^{つり} マイクロホン装置	一式	510円
	ワイヤレスマイク	1本	510円

	コンデンサーマイク	1本	510円
	ダイナミックマイク	1本	510円
照 明 設 備	フットライト（置型）	1列	510円
	ローアホリゾントライト	1列	1,020円
	ボーダーライト	1列	1,020円
	サスペンションライト	1列	2,050円
	スポットライト	1台	300円
	アッパーホリゾントライト	1列	1,230円
	フロントサイドライト（右）	一式	2,050円
	フロントサイドライト（左）	一式	2,050円
	シーリングスポットライト	一式	2,050円
	センタースポットライト	1台	2,050円
	スタンド	1本	200円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,020円
	照明効果マシン	1台	510円
	オブジェクティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール（吊型）	1台	1,020円
	ミラーボール（置型）	1台	1,020円
	ファイアーマシン	1台	1,020円
	オーロラマシン	1台	1,020円
	波マシン	1台	1,020円
	スモークマシン	一式	3,080円
ストロボマシン	1台	1,020円	
星球	一式	1,020円	

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人友愛の里 新庄市大字仁間字野際285番地	指定障害福祉サービス事業所 友愛園 新庄市大字仁間字野際285番地	就労継続支援（B型）	38名	平成26. 4 . 1

山形県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人すぎのこハウス 新庄市十日町1400番4号	指定障がい福祉サービス事業所すぎのこハウス 新庄市十日町1400番4号	就労移行支援	平成26. 4. 1

山形県告示第330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社セラピーハウス	デイフィットネス が. あ. べ. ら 東置賜郡高畠町大字福沢289番地1	通所介護	平成26. 3. 19

山形県告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社セラピーハウス	デイフィットネス が. あ. べ. ら 東置賜郡高畠町大字福沢289番地1	介護予防通所介護	平成26. 3. 19

山形県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどり福祉センター 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	訪問介護	平成26. 3. 20
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどり福祉センター 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	福祉用具貸与	同 3. 24
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどり福祉センター 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	特定福祉用具販売	同

山形県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人遊佐厚生会	ケアプランセンターにしだて 飽海郡遊佐町吹浦字西楯23番地の9	居 宅 介 護 支 援	平成26. 3. 25

山形県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどり福祉センター 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	介護予防訪問介護	平成26. 3. 20
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどり福祉センター 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	介護予防福祉用具貸与	同 3. 24
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどり福祉センター 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第335号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間及び休館日

開館時間	休 館 日
午前8時30分から 午後5時まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、土曜日においても当該施設を利用することができる。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

山形県告示第336号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

種別及び面積		利用料金の額		
		1月につき	1日につき	1時間につき
研究開発室	40平方メートル	104,000円	3,400円	
	68平方メートル	176,800円	5,800円	
	81平方メートル	210,600円	7,000円	
	135平方メートル	351,000円	11,700円	
新規創業室	40平方メートル	60,000円	2,000円	
	81平方メートル	121,500円	4,000円	
多目的ホール	190平方メートル			2,200円
視聴覚室	158平方メートル			1,800円
会議室	81平方メートル			900円
	162平方メートル			1,800円
指定駐車場	12平方メートル	3,000円	100円	

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

(2) 設備

区分		単位	金額
出力設備	カラーレーザープリンタ	1枚当たり	カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円
	大型紙対応カラープリンタ		日本工業規格B0の用紙を用いる場合にあっては1,200円、日本工業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,000円
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

2 適用期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

山形県告示第337号

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金	
宿泊	一般	1人1泊につき	3,730円
	小学生	1人1泊につき	3,040円
	幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）	1人1泊につき	1,510円
休憩	一般	1人1回につき	1,170円
	小学生	1人1回につき	590円
会議	30畳を超える室	1室につき	7,260円
	20畳を超え30畳以下の室	1室につき	5,070円
	10畳を超え20畳以下の室	1室につき	2,880円
	10畳以下の室	1室につき	1,440円

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第338号

山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、11月1日から3月31日までの期間における土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日にあつては、午前11時から午後9時までとする。

2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

3 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第339号

山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金		
個 人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	5,700円
			1人22回につき	10,300円
	パスポートによる利用の場合	1人1年につき	29,400円	
			繁忙期の利用の場合	1人1回につき
	上記以外の期間	630円		
	繁忙期以外の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日 までの期間	470円
			上記以外の期間	570円
	高齢者の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日 までの期間	420円
			上記以外の期間	520円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日 までの期間	420円
上記以外の期間			520円	
トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	420円		
高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき		3,400円
		1人22回につき		6,100円
	パスポートによる利用の場合	1人1年につき		17,900円
	繁忙期の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日 までの期間	280円
			上記以外の期間	420円
	繁忙期以外の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日 までの期間	280円
			上記以外の期間	340円
障がい者等の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日 までの期間	260円	
		上記以外の期間	310円	
トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	260円		
児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき		2,900円

			1人22回につき	5,300円
		パスポートによる利用の場合	1人1年につき	14,500円
		繁忙期の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日までの期間 230円
				上記以外の期間 310円
		繁忙期以外の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日までの期間 230円
				上記以外の期間 280円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	1月1日から3月31日までの期間 210円
				上記以外の期間 260円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	210円
団 体	一般	繁忙期の利用の場合	1人1回につき	500円
		繁忙期以外の場合	1人1回につき	470円
		高齢者の利用の場合	1人1回につき	420円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	420円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	390円
	高校生	繁忙期の利用の場合	1人1回につき	340円
		繁忙期以外の場合	1人1回につき	280円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	260円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	240円
	児童等	繁忙期の利用の場合	1人1回につき	250円
繁忙期以外の場合		1人1回につき	230円	
障がい者等の利用の場合		1人1回につき	210円	
トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき	190円	
親子	回数券による利用の場合	1組11回につき	7,100円	
	繁忙期以外の場合	1組1回につき	770円	

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- 5 この表において「繁忙期」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに7月20日から8月20日までの日をいう。
- 6 この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- 7 この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第340号

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第22条第1項第2号の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設者の名称の変更の届出があった。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届 出 を し た 者 の 名 称	
変 更 前	変 更 後
有限会社東根青果市場	株式会社東根青果市場

山形県告示第341号

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第22条第1項第2号の規定により、次のとおり地方卸売市場の卸売業者の名称の変更の届出があった。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届 出 を し た 者 の 名 称	
変 更 前	変 更 後
有限会社東根青果市場	株式会社東根青果市場

山形県告示第342号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 2 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成26年1月8日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
越沢の一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日
平成26年3月25日

山形県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	滝 口 俊 明	東根市大字野川1246番地

山形県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	名 和 博	東根市大字野川1379番地

山形県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
今野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地
- 3 認可年月日
平成26年3月25日

山形県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
西郷土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日
平成26年3月25日

山形県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月4日から同月17日まで縦覧に供する。
平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 福寿野熊高線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字赤松字木戸口576番1から 同 1849番1まで	旧	33.5メートル ＼ 18.5	102メートル
同 上	新	26.0メートル ＼ 18.5	同 上

山形県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 榎沢産業団地地区地区計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 大江都市計画道路
- (2) 名 称 3・4・1号左沢駅藤田山線、3・4・2号前田下モ原線、3・5・1号百目木前田通り線、3・5・3号薬師堂裏山線及び3・6・1号左沢駅最上橋線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 3・4・1号左沢駅藤田山線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (2) 3・4・2号前田下モ原線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 西村山郡大江町大字本郷字下モ原、字前及び字前表並びに大字荻野字原田及び字原ノ下地内
- (3) 3・5・1号百目木前田通り線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (4) 3・5・3号薬師堂裏山線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (5) 3・6・1号左沢駅最上橋線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成26年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成26年4月4日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 伊 藤 健 雄

平成26年度増殖数量指示

増殖方法	魚種名	移殖放流											人工ふ化放流				産卵場造成等									
		あゆ	うぐい(はや)	こい	ふな	うなぎ	かじか	さくらます(やまめ)	にじます(稚魚)	にじます(成魚)	いwana(稚魚)	いwana(成魚)	もくずがに	ひめます	やつめうなぎ	いwana	わかさぎ	さくらます(やまめ)	さくらます(やまめ)(親魚)	あゆ	うぐい(はや)	かじか	やつめうなぎ	その他		
漁協名	免許番号	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	尾	尾	グラム	尾	尾	尾	尾	尾	万粒	万粒	万粒	万粒	尾	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
両羽	内共第1号				30			稚魚 14,000					1,000			1,000										
県南	内共第2号	230	30	200	100	5		稚魚 6,000		600	11,000	230					3	300				7	1		いwana 3	
西置賜	内共第3号	650			100	10		稚魚 13,000	3,000		12,000	120										6	8			
最上川一	内共第4号	875	100		20	8	2	稚魚 22,800	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ) 1	
	内共第5号				10	10																				
	計	875	100		30	8	2	稚魚 22,800	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ) 1	
最上川二	内共第6号	2,500			330			稚魚 34,000	23,000	400		220	200					100				1	1	1		
	内共第7号				200	90																				
	内共第8号				200	330																				
	計	2,500			400	750		稚魚 34,000	23,000	450		220	200					100				1	1	1		
丹生川	内共第10号	850			20			稚魚 8,000	2,000		4,000		300									7	6			
小国川	内共第11号	3,500			30			稚魚 65,000	500		15,000		1,000									9	7	7		
	内共第12号				50	5																				
	計	3,500			80	5		稚魚 65,000	500		15,000		1,000									9	7	7		
最北中部	内共第13号	580			20			稚魚 30,000	5,000		30,000		500									2	2	2		
	内共第14号				10																					
	計	580			30			稚魚 30,000	5,000		30,000		500									2	2	2		
最上	内共第15号	1,200			10	3		稚魚 50,000			20,000		3,000								4	4	2	2		
最上川第八	内共第16号	210			5	5		稚魚 30,000			12,000		1,000		200							4	3			
赤川	内共第17号	100			30			稚魚 6,000			3,000		500									2		2		
	内共第18号	330			20			稚魚 29,000		50	32,000		2,500				5	90		2	3	3			さくらます(やまめ) 9	
	内共第19号													3,000											いwana 4	
	計	430			50			稚魚 35,000		50	35,000		3,000	3,000			5	90		2	5	3	2		いwana 4、さくらます(やまめ) 9	
月光川養	内共第20号	20			5			稚魚 13,000			13,000		3,500								8	4	6	2		
日向荒瀬	内共第21号	370			10			稚魚 5,000			5,000		1,500								2	1	1	1		
山戸	内共第22号	170						稚魚 5,000					500								9	5	5	2	いwana 6	
温海面	内共第23号	110						稚魚 3,000			3,000		66								2	1	1	1	いwana 1、さくらます(やまめ) 1、にじます1	
	内共第24号	90						稚魚 3,000			3,000		67								2	2	1	1	いwana 1、さくらます(やまめ) 1、にじます1	
	内共第25号	150						稚魚 4,000			4,000		67								3	2	2	1	いwana 1、さくらます(やまめ) 1、にじます1	
	計	350						稚魚 10,000			10,000		200								7	5	4	3	いwana 3、さくらます(やまめ) 3、にじます3	
小国町	内共第26号	800						稚魚 15,000			140,000											6	6			
作谷沢	内共第27号				200	180	10																			こい1、ふな1
	内共第28号				120	120																				こい1、ふな1
	計				320	300	10																			こい2、ふな2
合計	12,735	130	930	1,520	46	5	稚魚 355,800	35,000	1,100	336,000	570	15,900	3,000	1,200	4	2,300	5	90	32	70	55	23		いwana 16、さくらます(やまめ) 13、こい 3、にじます 3、ふな 2		

企業局関係

告 示

山形県企業告示第1号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年4月4日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

1 利用料金

区 分		金 額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,020円
		1人18ホールまで	2,220円
		1人18ホールを越え9ホールまで	920円
	土曜日等	1人9ホールまで	2,050円
		1人18ホールまで	4,290円
		1人18ホールを越え9ホールまで	920円
乗用カート使用料 (カートフィ)	1人9ホールまで	960円	
	1人18ホールまで	1,340円	
	1人18ホールを越え9ホールまで	700円	

備考

- 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用い、「平日」とは、それ以外の日を用いる。
- 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを越え9ホールまで」の場合は除く。
 - 年齢65歳以上の者
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者。
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで750円、1人18ホールまで1,520円とする。

2 適用期間

平成26年4月4日から平成28年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福祉グループコアアヤマがた県央
 - (2) 代表者の氏名
今田 保
 - (3) 主たる事務所の所在地
天童市東本町三丁目2番45号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）、障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成26年2月から3月までに実施した平成25年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関31箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
天 童 高 等 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
寒 河 江 高 等 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
教 育 セ ン タ ー	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
ゆ き わ り 養 護 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
山 形 北 高 等 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
天 童 警 察 署	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
山 形 工 業 高 等 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
荒 砥 高 等 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
山 辺 高 等 学 校	平成26年2月26日	坂本委員	加藤委員
金 峰 少 年 自 然 の 家	平成26年2月26日	会田委員	
神 室 少 年 自 然 の 家	平成26年2月26日	会田委員	

朝 日 少 年 自 然 の 家	平成26年 2月26日	会田委員	
山 形 盲 学 校	平成26年 2月26日	会田委員	
長 井 工 業 高 等 学 校	平成26年 2月26日	会田委員	
飯 豊 少 年 自 然 の 家	平成26年 2月26日	会田委員	
米 沢 商 業 高 等 学 校	平成26年 2月26日	会田委員	
長 井 警 察 署	平成26年 2月26日	会田委員	
寒 河 江 警 察 署	平成26年 2月26日	会田委員	
博 物 館	平成26年 3月14日	坂本委員	会田委員
左 沢 高 等 学 校	平成26年 3月14日	坂本委員	会田委員
村 山 警 察 署	平成26年 3月14日	坂本委員	会田委員
山 形 養 護 学 校	平成26年 3月14日	坂本委員	会田委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	平成26年 3月14日	坂本委員	会田委員
高 島 高 等 学 校	平成26年 3月14日	坂本委員	会田委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員
南 陽 高 等 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員
米 沢 東 高 等 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員
上 山 高 等 養 護 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員
米 沢 養 護 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員
楯 岡 高 等 学 校	平成26年 3月14日	児玉委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 朝日少年自然の家

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 請求書の催促等の適切な事務を行わず、代金の支払いを検査を完了した日から4か月を超えて行っていないもので、会計年度を超えたもの 1件

平成25年3月分印刷機賃貸借料

使用料及び賃借料	10,500円
検査日	H25. 3. 31
請求日	H26. 1. 7
請求書受理日	H26. 1. 7
支払日	H26. 1. 17

- b 請求書の催促等の適切な事務を行わず、代金の支払いを検査を完了した日から4か月を超えて行っていないもの 1件

暖房排気ファン修繕

一般需用費	538,650円
検査日	H25. 8. 23
請求日	H25. 12. 20
請求書受理日	H25. 12. 20
支払日	H26. 1. 17

- c 請求書の催促等の適切な事務を行わず、代金の支払いを検査を完了した日から2か月を超えて行っていないもの 2件

3階宿泊室暖房配管改修

一般需用費	1,173,217円
検査日	H24. 11. 30
請求日	H25. 2. 19
請求書受理日	H25. 2. 19
支払日	H25. 3. 5 外1件
合計	1,680,157円

イ 金峰少年自然の家

- (ア) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

預かり金である教材費会計について、出納簿、通帳、関係書類及び現金が一致しないという不適切な経理処理が発生しており、内部けん制が的確に機能していない。

- (イ) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく、年度末残高が年間使用額の50%を超えている。

平成24年度末残高 101,026円 (54.0%)

平成24年度年間使用額 186,820円

- (ウ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

旅費の支給について、前年度に引続き正当な理由もなく支払いが2か月を超えて遅延したもの

3か月超え 3件

2か月超え 52件

ウ 置賜農業高等学校

- (ア) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

山形県立置賜農業高等学校畜舎各所修繕

契約金額 2,257,500円

要契約保証金 225,750円

エ ゆきわり養護学校

- (ア) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

旅費の支給について、前年度に引続き正当な理由もなく支払いが2か月を超えて遅延したもの
2か月超え 194件

オ 長井警察署

(ア) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

長井警察署ポンプ室北西側消雪配管改修等工事

契約金額 1,438,500円

要契約保証金 143,850円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

(ア) 施設利用に伴うシーツ使用代金について、納期限を設定しないで調定するとともに、領収した現金の金融機関への払込みを3営業日を超えて遅延したものがある。(朝日少年自然の家)

(イ) 施設利用に伴うシーツ使用代金について、納期限を設定しないで調定するとともに、利用者に対する請求を行っていないものがある。(朝日少年自然の家)

(ウ) 現金で徴収した施設利用に伴うシーツ使用代金について、調定を1か月を超えて遅延するとともに金融機関への払込みを3営業日を超えて遅延したものがある。(神室少年自然の家)

イ 支出

(ア) 期末手当について、期間率の算定誤りにより追給又は返納を要するものがある。(米沢商業高等学校、高島高等学校)

(イ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払いが2か月を超えて遅延したものが相当数ある。(米沢商業高等学校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から平成26年3月7日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成26年4月4日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
山形県監査委員 児 玉 太
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
総合療育訓練センター	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行にあたっては、担当者の事務量の平準化及び事務手続きの相互確認を行えるよう事務分担を見直すとともに、管理職員により定期的に支払状況を確認することとし、チェック体制の強化を図りました。
	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、契約内容に対応した関係法令等に基づく事務処理を行うとともに、複数職員による確認を徹底するよう改善しました。

山形南高等学校	支出事務が適切でないものがある。	旅費支給事務の進捗管理については、関係法令等を遵守するとともに、復命確認を確実にを行うため複数職員による確認体制の強化や、管理職員による定期的な支払状況の確認を行うなど、支払遅延の再発防止に向け改善しました。
---------	------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年4月4日

山形県立鶴岡病院長 神 田 秀 人

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院 管理棟3階 第一会議室	平成26年5月7日（水） 午後1時30分	（鶴岡病院医師第2号公舎跡地） 鶴岡市本町三丁目18番19 宅地（実測）210.53平方メートル （公簿）235.52平方メートル	6,947,000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

山形県立鶴岡病院総務経営課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成26年4月30日（水）午後5時15分までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。
- (2) 入札説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
(鶴岡病院医師第2号公舎跡地) 鶴岡市本町三丁目18番19 宅地（実測）210.53平方メートル （公簿）235.52平方メートル	鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院 管理棟3階 第一 会議室	平成26年4月14日（月） 午後2時00分

(3) 郵便による入札は、認めない。

(4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、鶴岡病院総務経営課（電話0235-22-2690）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成26. 3. 28	第2531号	276	14	3月の	3月

平成26年4月4日印刷
平成26年4月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056